

区を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

原告 渋谷区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

令和元年(2019年)6月17日 東京地方裁判所に訴えの提起

7月 1日 訴状送達

4 事案の概要

本件は、被保護者Aに対する生活保護法第78条による徴収金に係る督促処分により原告が多大な損害を被り、生命、健康、平穏な生活が不可能などと主張し、被告に対し、国家賠償法第1条第1項等により、160万円の損害賠償金の支払を求めるものである。

5 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、金160万円を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。